

平成 23 年度
包括外部監査結果報告書

「公の施設における指定管理者制度に関する事務の
執行及び施設の管理運営について」

概要版

平成 24 年 3 月
熊本県包括外部監査人
河喜多保典

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37条第1項の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件

公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について

3. 特定の事件を選定した理由

熊本県は、平成21年2月に「熊本県財政再建戦略」を策定し、財政システム改革（歳入に応じた歳出構造への転換）、行政システム改革（簡素で効率的な行政システムの構築）に取り組んでおり、限られた財源の中で必要な県民サービスを維持していくために簡素で効率的な行政システムの構築を目指している。具体的には、県が実施する施策の必要性の点検や民間・市町村等との役割分担の見直し、NPOや企業等地域の多様な主体による公共活動の拡大を踏まえた県が提供する行政サービスへの民間活力の活用等の方針が示されている。

上記方針のもと、県の財政再建戦略の行政システム改革において、業務の見直しの中で公の施設に係る指定管理者制度の更なる導入、組織体制等の見直しの中で公の施設の廃止・民営化の施策が実施されている。

熊本県においては、平成17年4月から公の施設に指定管理者制度が導入され、これまでも3年又は5年の指定期間が終了するごとに、指定管理者の募集、選定、指定の的行われ、平成23年度においても19施設について指定管理者の募集が予定されている。

指定管理者制度導入の目的は、民間活力の活用による住民サービスの向上と経費削減等を図ることにあり、これまでの公の施設における指定管理者制度の運用状況を検証し、施設の管理が適切になされているか検討することには県民の関心も高いと考えられる。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営が適切に実施されているかどうかを監査し、施設の管理運営が経済的・効率的なものかどうかを検証することは意義のあることだと判断し、本テーマを選定した。

4. 外部監査の着眼点

- (1) 指定管理者制度を導入した合理性があるか
- (2) 選定手続は適正か
 - ①公募・非公募の別、決定手続きの適正性、非公募の理由の適正性等
 - ②募集方法・募集期間等の公募手続は適正か
 - ③選定委員会の構成、選定方法は適正か
 - ④選定基準は公平、適正か
- (3) 条例、協定書の内容は適切か
 - ①基準価格の積算根拠は適切か
 - ②再委託は適切か
 - ③債務負担行為の設定はなされているか
 - ④指定管理料の精算の有無
 - ⑤リスク管理、リスク回避の条項は適切か
- (4) 施設の収支状況
 - ①支出（人件費、委託費等）と収入（利用料収入、指定管理料収入）のバランスの妥当性
 - ②指定管理料設定の妥当性
 - ③施設の利用料金の妥当性
- (5) サービスの向上
 - ①効率的な運営（開館・利用時間、使用料、職員の配置等）がなされているか
 - ②利用状況、利用者等の推移はどうか
 - ③自主事業が行われているか
- (6) コスト削減
 - 指定管理料と従前の管理委託料との比較、直営時での人件費・委託料等との比較
- (7) 条例、協定に基づく適正な運営の検証がなされているか
 - ①施設の管理運営状況
 - ②契約事務は適正に行われているか
 - ③物品の管理事務（現物確認、台帳との照合）

5. 監査の対象年度

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）。

ただし、必要に応じて過年度に遡及した。

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	河喜多 保典	公認会計士
補 助 者	千 歳 睦 男	公認会計士
	山 元 修 一	公認会計士
	荒 木 幸 介	公認会計士
	吉 川 栄 一	公認会計士
	星 野 誠 之	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	坂 井 裕 子	事務職員
	杉本 知歌子	事務職員

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2章 外部監査の対象

I. 指定管理者制度について

1. 公の施設

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その住民の利用に供するため地方公共団体が設ける施設をいい（地方自治法第244条第1項）、公の施設は住民の利害に関係をもつものであるため、その設置及び管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めのあるものを除くほか、条例で定めなければならない（同法第244条の2第1項）。

熊本県の平成23年4月1日現在の公の施設は、県立劇場、福祉施設、公園、流域下水道施設、県営住宅、美術館、図書館、スポーツ施設など49施設がある。

2. 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、平成15年6月に改正された地方自治法により、公の施設について地方公共団体が指定する指定管理者に施設の管理を代行させる制度であり、公の施設の管理を株式会社等の民間事業者が行うことを可能とし、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民へのサービス向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的がある。

3. 指定管理者制度の概要（導入前との違い）

従来、公の施設の管理運営については地方公共団体が直営で行うか、または、地方公共団体の出資法人、公共団体及び公共的団体に限定された外部に管理を委ねる（これを「管理委託制度」という。）ことができたが、指定管理者制度の導入により委託先の制限が排除され民間事業者が公の施設の管理主体となることが可能となった点が最大の特徴である。

【管理委託制度（改正前）】

- 管理受託者（以下の者に限定）
 - ・地方公共団体が1/2以上出資している法人等
 - ・公共団体（地方公共団体等）
 - ・公共的団体（農協、自治会等）
- 管理の内容
 - ・地方公共団体の管理の下で、委託された管理業務を執行
 - ※施設の管理権限は地方公共団体が保有
 - 管理受託者による使用許可は不可



【指定管理者制度（改正後）】

- 指定管理者（特段の制限なし）
 - ・法人その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定
 - 営利企業やNPOによる施設管理が可能
- 管理の内容
 - ・条例に規定された管理・業務の範囲において管理を代行
 - ※施設の管理権限を指定管理者に委任
 - 指定管理者による使用許可が可能

Ⅱ. 熊本県における指定管理者制度導入への取組み

1. 条例の整備

平成 15 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度が導入されたことにより、熊本県は平成 16 年 6 月に「熊本県の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例」（熊本県条例第 44 号。以下「指定手続条例」という。）及び「熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則」（熊本県規則第 46 号）を制定した。

2. 熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の策定

熊本県では指定管理者制度に係る事務について、平成 16 年 9 月に「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」（最終改正平成 23 年 8 月）（以下「運用指針」という。）を策定した。

この運用指針は、熊本県が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 及び指定手続条例の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定までの標準的な事務処理及び指定管理者による施設の管理運営等の監視・評価（以下「モニタリング」という。）の標準的な実施方法等について定めたものである。

なお、運用指針では多くの公の施設について共通する事項を例示した準則例示集も示されている。

3. 制度導入の基本方針

平成 17 年 2 月の熊本県行財政改革基本方針では、管理委託を行っている公の施設については、平成 18 年度の全面導入に向けた手続きを進め一部施設について平成 17 年度から導入し、県が直営で行っている公の施設については指定管理者の導入について検討を行う実

施計画を策定し、平成 17 年 4 月より公の施設に指定管理者制度を導入している。

4. 熊本県の指定管理者制度に係る事務運用の概要

熊本県では、指定管理者制度に係る事務については運用指針に定めており、以下運用指針の主な概要を記載する。なお、運用指針は平成 23 年 8 月に改正されているため、改正後の内容も合わせて記載する。

(1) 指定管理者の募集方針に関して

①募集方針の策定

- i 指定管理者制度を導入する施設の名称及び位置
- ii 休館日、利用時間等管理の基準の具体的内容
- iii 施設管理運営と指定管理者募集の基本的な考え方
- iv 指定管理者が行う業務の範囲の具体的内容
- v 参加資格とその設定理由
- vi 審査の方法、審査の基準及び配点等
 - ・審査基準の適用判断及びその理由
- vii 指定管理者の指定期間
- viii 利用料金制の有無
- ix 基準価格（指定管理者へ支払うこととなる委託料の基準）
- x 選考委員会の設置要項及び委員名簿

②審査基準

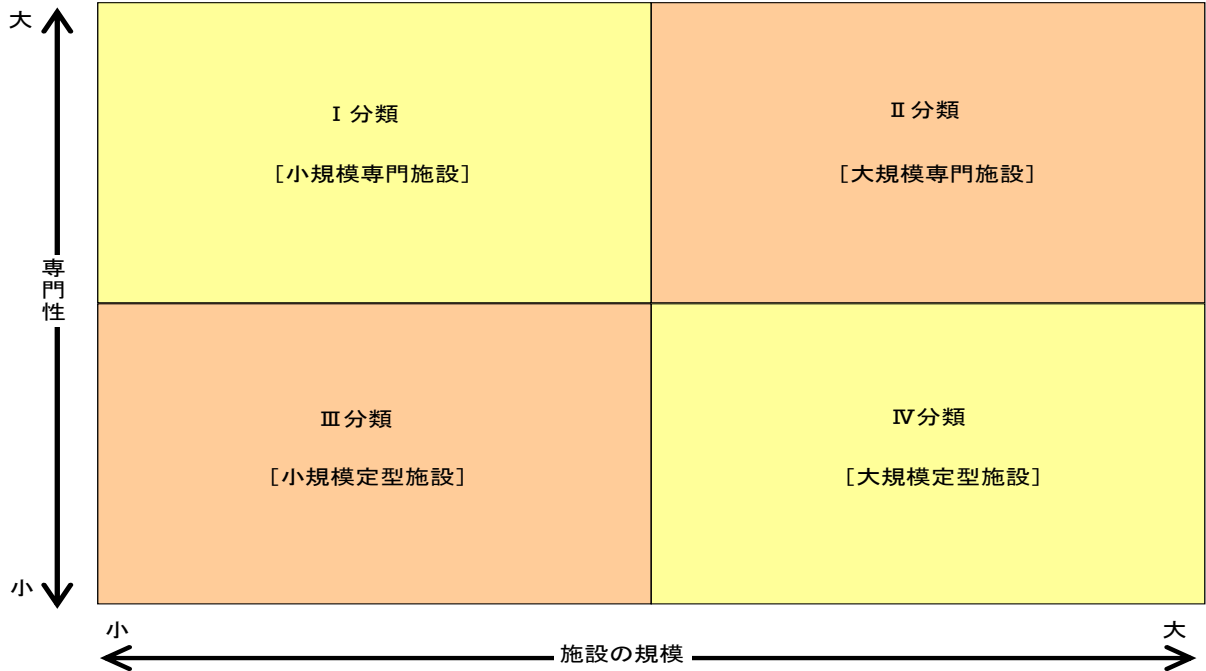
審査基準については、指定手続条例第 4 条第 1 項の選定基準に基づき施設の性格や設置目的等を踏まえて設定し、審査基準の配点については基準の項目ごとにそれぞれ得点を配分する。

また、得点の配分方式については、施設の性格や特性を踏まえ、運用指針で示す以下の審査基準の類型化を参考に当該施設の特性等を判断して設定することとしている。

審査基準の類型化

[施設の規模]
管理経費の所要額
委託費の額等

[専門性]
業務の定型性、技術性
ソフト事業のノウハウ
民間事業者の代替性等



I 分類(小規模専門施設)

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断
	事業内容の偏り等	

II 分類(大規模専門施設)

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断
	事業内容の偏り等	

	審査基準	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	35
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	25
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	30
4	その他必要な事項	→部局枠得点として配分	10

	審査基準	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等 ○○○	35
2	管理経費の縮減	提案価格の得点 収支計画の内容等	20
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等 ○○○	35
4	その他必要な事項	→部局枠得点として配分	10

【審査基準の配点の視点】
 ・施設で実施する事業内容を重視
 ・事業者によるサービスの質的向上を重視

【審査基準の配点の視点】
 ・サービスの安定的な提供能力を重視
 ・施設で実施する事業内容の優劣を重視

Ⅲ分類(小規模定型施設)

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断
	事業内容の偏り等	

	審査基準	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等	30
		〇〇〇	
2	管理経費の縮減	提案価格の得点	30
		収支計画の内容等	
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等	30
		〇〇〇	
4	その他必要な事項 → 一部局枠得点として配分		10
【審査基準の配点の視点】 ・平均的に各審査項目を評価			

Ⅳ分類(大規模定型施設)

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	設置目的との適合性等	適・不適で判断
	事業内容の偏り等	

	審査基準	審査項目	配点(100点満点)
1	施設の効用の最大限の発揮	サービスの内容等	25
		〇〇〇	
2	管理経費の縮減	提案価格の得点	40
		収支計画の内容等	
3	管理を安定して行う人的、財政的基礎	人的、財政的基盤等	25
		〇〇〇	
4	その他必要な事項 → 一部局枠得点として配分		10
【審査基準の配点の視点】 ・経費縮減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を重視			

※その他必要な事項の得点は部局枠得点とし、他の審査項目への配点も可能とする。

(出典：運用指針第4 指定管理者の募集方針に関する事項より)

③審査方法

具体的な審査方法については募集方針に定め、第1次審査として書類審査(資格審査)を行い、第2次審査として事業計画等について個別に提案を求め、その内容を審査する。

④指定期間

指定期間は原則3年以内とされていた。

なお、平成23年8月の改正において、指定期間は原則として5年以内とされ、指定管理者の業務が建物施設の維持管理業務が主たる業務となっている定型施設については、3年以内とされた。

⑤基準価格

指定管理者へ管理代行の役務の対価を支払う場合にあっては、当該支払金額について、あらかじめ上限額を設定し、評価の基準となる価格(以下「基準価格」という。)とし、利用料金制を採用した場合の基準価格は、管理運営経費(見込み)から利用料金収入額(見込み)を引いた価格とする。

(2) 指定管理者の募集に関して

①募集方法

指定管理者の募集は公募が原則であり、募集要項を作成して公の施設ごとに行う。なお、募集要項への記載事項は運用指針(準則例示集含む)に具体的な例示として記載されている。

指定管理者の募集に当たっては県公報への掲載のほか、県のホームページ、県広報紙等へ募集概要を掲載するなどして広く周知することが望ましいとされており、募集のための周知期間は周知に十分な期間を確保する必要があることから、原則として 1 か月程度としている。

②応募者の参加資格要件

応募者の参加資格は各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定することし、運用指針において参加資格例を示している。なお、警備や緊急時の対応等、施設の適正な管理運営を確保するため、県内に事業所を有すること等を参加資格とする場合には、その設定理由を明らかにしておくこととされている。

(3) 指定管理者の選定に関して

①指定管理候補者選定委員会の設置

選定委員会は部局長を含む外部委員の 7 名以上で組織し、そのうち外部委員は過半数とされおり、また、外部委員には監査法人若しくは公認会計士、税理士等の財務の専門家を加えることとしている。

なお、平成 23 年 8 月の改正において、選定委員会は選考委員会に改められ、選考委員会は外部の有識者 5 名以上で組織することとし、委員本人及び委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者が応募者の役員等に就任している場合には、当該委員は当該施設の審査に参加できない旨を明確化した。

②選定の方法

募集方針で定めた審査基準及び審査方法に基づき、選定委員会の各委員が個別に審査し採点し、各委員の採点の合計点数の高いものを指定管理候補者として選定する。ただし、最低基準を設定した場合は、指定管理候補者はその最低基準を超えていなければならないとしている。

なお、平成 23 年 8 月の改正において、新たに設置する指定管理者制度運営会議（所管部の部長、政策審議監、所管局長及び課長で構成）を開催し、外部の有識者で構成される選考委員会の意見を踏まえて指定管理候補者を選定する等の選定に関する意思決定の仕組みについて整備されている。

③提案価格の得点

指定管理者に支払うべき委託料の上限（基準価格）を設定している場合には、提案価格について原則として次の算式により得点の算定を行うこととしている。

$$\text{提案価格の得点} = (1.0 - (\text{提案価格} / \text{基準価格})) \times \text{提案価格に配分された得点}$$

※提案価格及び基準価格は消費税を含んだ金額

(出典：運用指針第6 指定管理者の選定に関する事項より)

(4) 指定管理者の指定に関して

①指定管理者の議会の議決

指定管理者の選定に当たっては、以下の事項につき議会の議決を要する。

【議会の議決事項】

- i 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ii 指定管理候補者の名称
- iii 指定期間

②指定管理者との協定締結

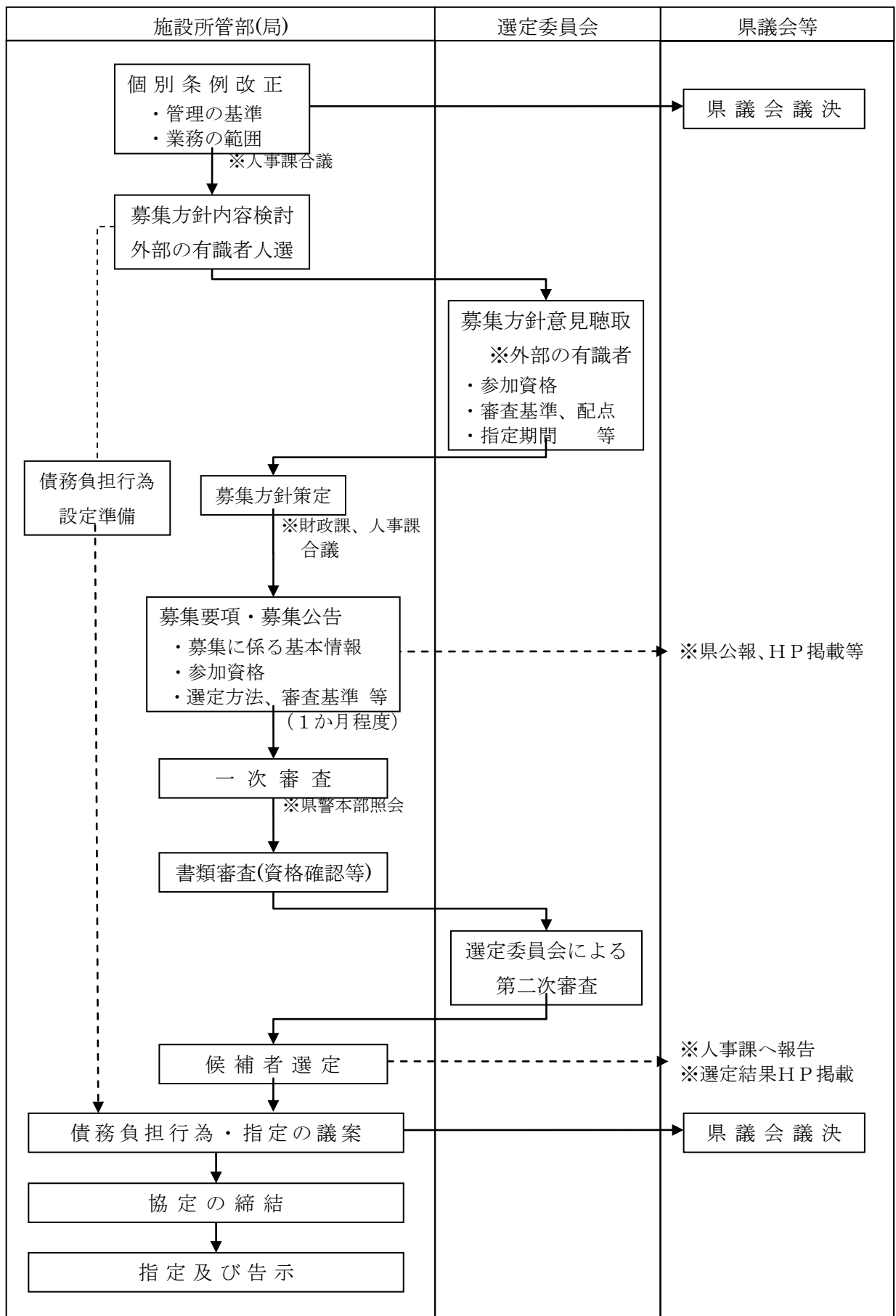
議会の議決を経て指定管理候補者を指定管理者として指定するときは、指定を行うまでに熊本県と指定管理候補者の間で協定を締結しなければならない。協定で締結する具体的な内容例を運用指針に示している。

また、指定管理者と県のリスク分担に関しては、運用指針の準則例示集にリスク分担例を示している。

③指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指令で行う。

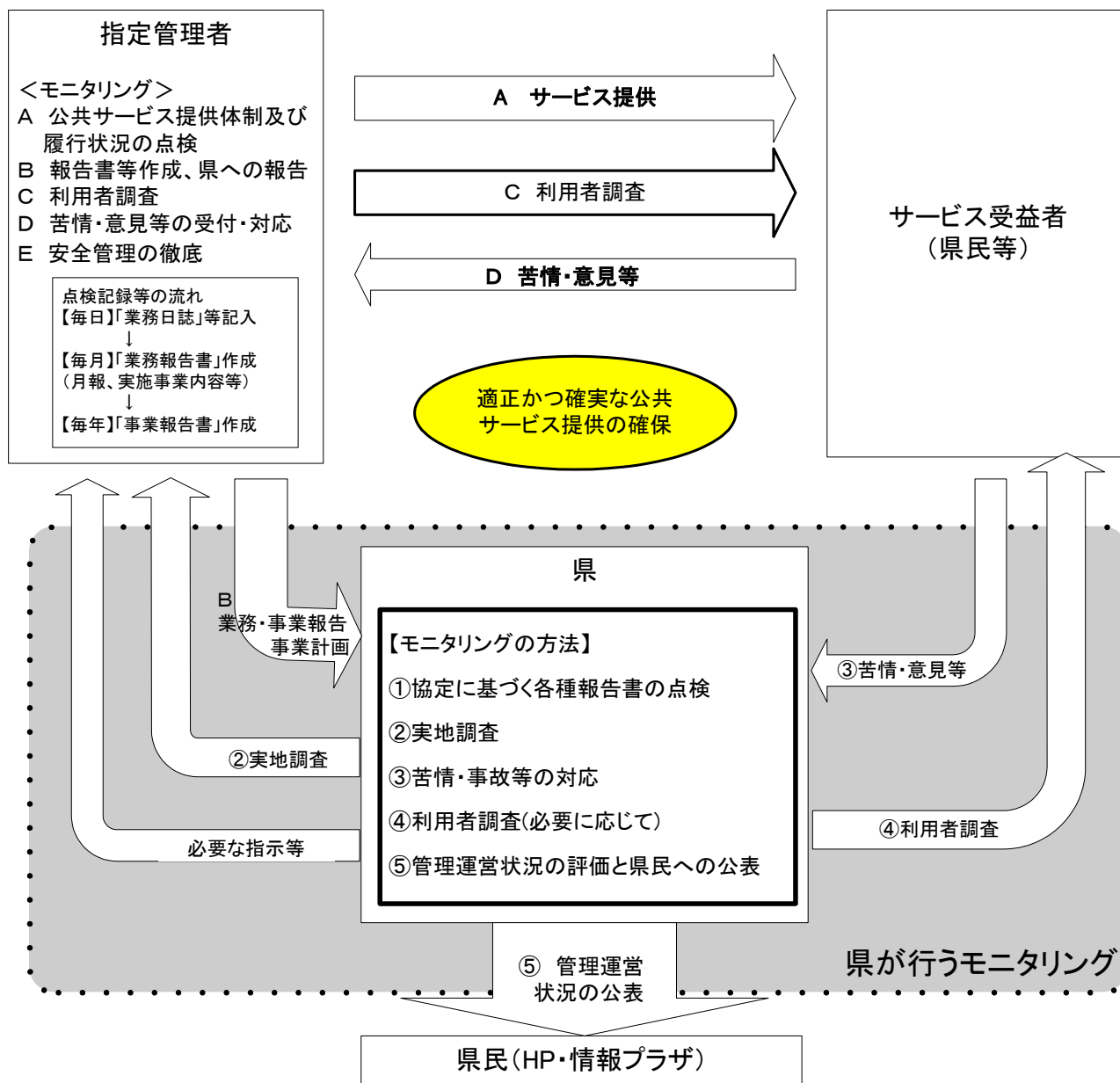
これまでの指定管理者の募集方針から募集、選定、指定までの事務フローは以下のようになる。



(5) モニタリングに関して

指定管理者制度を導入した公の施設の指定管理者による施設の管理運営及び公共サービスの提供に関し、県と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかを監視し、評価するものとしている。

モニタリングの仕組みは以下のとおりである。



(出典：運用指針第8 モニタリングに関する事項より)

①指定管理者によるモニタリング

指定管理者によるモニタリングとして以下の事項を示している。

- i 業務報告書（月次報告）及び事業報告書（年次報告）の作成・提出
- ii 利用者調査の実施と調査結果の対応状況報告
- iii 利用者からの苦情・意見の対応状況報告、事故対応の報告
- iv 施設の管理運営状況の自己評価（事業報告書総括表に記載）

②県によるモニタリング

県によるモニタリングとして以下の事項を示している。

- i 協定に基づく業務報告書の月例点検、事業報告書の点検
- ii 協定書や仕様書等に定められた業務内容が適正かつ確実に実施されているかを実地調査（定期調査と随時調査）により点検確認
- iii 県に直接寄せられた苦情・意見への対応と指定管理者への改善措置、事故の対応
- iv 指定管理者が行う利用調査とは別に必要に応じて県の利用調査の実施
- v 指定管理者の管理運営状況の評価と管理運営評価票の公表

Ⅲ. 熊本県の公の施設における指定管理者制度の導入状況

1. 平成 23 年 4 月現在の指定管理者制度導入状況

熊本県においては、平成 17 年度から指定管理者制度の導入を進め、平成 23 年 4 月現在、県の公の施設 49 施設のうち、37 施設に導入している。

公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移は以下のとおりである。

◆平成 17 年度以降の公の施設数と指定管理者制度導入施設数の推移

管理形態	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1
管理委託	41	0	0	0	0	0	0
指定管理者	2	42	42	42	43	37	37
うち新規指定	2	40	1	0	4	3	0
うち再指定	0	0	0	2	15	2	14
うち継続	0	2	41	40	24	32	23
直営	24	22	20	19	14	12	12
合計	67	64	62	61	57	49	49

（出典：総務部人事課作成資料）

（注） 1. 平成 20 年 4 月以降、保育大学校、鳥獣保護センター他 3 施設を廃止し、また、ひばり園、くすのき園他 6 施設を管理団体へ譲渡するなど、公の施設数は平成 20 年 4 月から平成 23 年 4 月までに 12 施設減少している。

2. 指定管理者の導入に関しては、平成 21 年度に熊本県立青少年の家 4 施設を一括して導入し、平成 22 年度に県立美術館分館他 2 施設に導入している。

指定管理者制度を導入している公の施設は以下のとおりである。

◆指定管理者制度導入施設（平成 23 年 4 月現在）

	施設名	施設所管部課名		導入時期	指定の状況			
					指定期間		指定管理者	
1	熊本県立劇場	企画振興部	文化企画課	H18.4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(財)熊本県立劇場
					②	H21.4～ H24.3	3年	
2	熊本県総合福祉センター	健康福祉部	健康福祉政策課	H18.4～	①	H18.4～ H21.3	3年	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ
					②	H21.4～ H24.3	3年	
3	熊本県身体障がい者福祉センター	健康福祉部	障がい者支援課	H18.4～	①	H18.4～ H22.3	4年	(社福)熊本県社会福祉事業団
					②	H22.4～ H25.3	3年	
4	熊本県環境センター	環境生活部	環境立県推進課	H18.4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(株)キューネット
					②	H21.4～ H24.3	3年	
5	熊本県富岡ビジターセンター	環境生活部	自然保護課	H17.4～	①	H17.4～ H20.3	3年	苓北町
					②	H20.4～ H23.3	3年	
					③	H23.4～ H26.3	3年	
6	熊本県天草ビジターセンター	環境生活部	自然保護課	H18.4～	①	H18.4～ H21.3	3年	NPO法人 上天草アクティブセンター
					②	H21.4～ H24.3	3年	
7	くまもと県民交流館のうち物産等振興施設を除く（パレア）	環境生活部	男女参画・協働推進課	H22.4～	①	H22.4～ H25.3	3年	特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・NPO法人チェンジライフ熊本共同体
8	熊本県野外劇場	商工観光労働部	観光課	H19.4～	①	H19.4～ H22.3	3年	NPO法人 文化施設支援機構

					②	H22.4～ H25.3	3年	アスペクタ管理運営共 同企業体
9	熊本産業展示場（グ ランメッセ熊本）	商工観光 労働部	くまもと ブランド 推進課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	熊本産業文化振興(株)
					②	H23.4～ H28.3	5年	
10	くまもと県民交流館 のうち物産等振興施 設 (観光物産交流ス クエア)	商工観光 労働部	くまもと ブランド 推進課	H17. 4～	①	H17.4～ H20.3	3年	(社)熊本県物産振興協 会
					②	H20.4～ H23.3	3年	
					③	H23.4～ H25.3	2年	
11	熊本県伝統工芸館	商工観光 労働部	くまもと ブランド 推進課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	(財)熊本県伝統工芸館
					②	H23.4～ H28.3	5年	
12	熊本県農業公園	農林水産 部	農林水産 政策課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(財)熊本県農業公社
					②	H21.4～ H24.3	3年	
13	熊本県阿蘇みんなの 森	農林水産 部	森林整備 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(財)阿蘇市地域振興公 社
					②	H21.4～ H24.3	3年	
14	牛深漁港漁港浄化施 設	農林水産 部	漁港漁場 整備課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	九州テクニカルメンテ ナンス(株)
					②	H23.4～ H26.3	3年	
15	樋合漁港漁港利用調 整施設	農林水産 部	漁港漁場 整備課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	フィッシャリーナ天草 (株)
					②	H23.4～ H26.3	3年	
16	熊本港コンテナター ミナル	土木部	港湾課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	くまもとファズ(株)
					②	H23.4～ H26.3	3年	

17	三角港波多マリーナ	土木部	港湾課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	三角町漁協フィッシャ リーナグループ
					②	H21.4～ H24.3	3年	
18	八代港コンテナター ミナル	土木部	港湾課	H18. 4～	①	H18.4～ H23.3	5年	八代港運(株)
					②	H23.4～ H26.3	3年	
19	水俣港緑地	土木部	港湾課	H22. 4～	①	H22.4～ H24.3	2年	ハートリンク水俣
20	水前寺江津湖公園広 木地区	土木部	都市計画 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(社)熊本県造園建設業 協会
					②	H21.4～ H24.3	3年	
21	熊本県テクノ中央緑 地	土木部	都市計画 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	(社)熊本県造園建設業 協会
					②	H21.4～ H24.3	3年	
22	水俣広域公園	土木部	都市計画 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	ハートリンク水俣
					②	H21.4～ H24.3	3年	
23	熊本北部流域下水道	土木部	下水環境 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	九州テクニカル・熊環 技研委託業務共同企業 体
					②	H21.4～ H24.3	3年	
24	球磨川上流流域下水 道	土木部	下水環境 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	九州テクニカル・球磨 清掃公社委託業務共同 企業体
					②	H21.4～ H24.3	3年	
25	八代北部流域下水道	土木部	下水環境 課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	日本管財環境サービ ス・三協エンジニアリ ンググループ
					②	H21.4～ H24.3	3年	
26	熊本県営住宅(42団 地)	土木部	住宅課	H18. 4～	①	H18.4～ H21.3	3年	熊本県住宅供給公社

					②	H21.4～ H24.3	3年	
27	熊本県立天草青年の家	教育委員会	社会教育課	H21.4～	①	H21.4～ H24.3	3年	ひとづくりくまもとネット・三勢共同体
28	熊本県立菊池少年自然の家							
29	熊本県立豊野少年自然の家							
30	熊本県立あしきた青少年の家							
31	熊本県立美術館分館	教育委員会	文化課	H22.4～	①	H22.4～ H25.3	3年	(株)熊本県弘済会
32	熊本県民総合運動公園	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団
					②	H23.4～ H28.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ
33	熊本県営八代運動公園	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	熊本利水工業(株)
					②	H23.4～ H28.3	5年	
34	藤崎台県営野球場	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団
					②	H23.4～ H28.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ
35	熊本武道館	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	(財)熊本県武道振興会
					②	H23.4～ H28.3	5年	
36	熊本県立総合体育館	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団
					②	H23.4～ H28.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ

37	熊本県総合射撃場	教育委員会	体育保健課	H18.4～	①	H18.4～ H23.3	5年	一般社団法人熊本県クレー射撃協会
					②	H23.4～ H28.3	5年	(財)熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ(株)グループ

監査対象とした施設は、上記の指定管理者制度を導入した 37 施設である。

なお、直営として指定管理者制度を導入していない公の施設は以下のとおりである。

また、熊本県立美術館は本館と分館があり、分館に平成 22 年 4 月より指定管理者制度を導入しているため、県立美術館本館は以下の表から除いている。

◆指定管理者制度未導入施設（直営施設）

No	施設名	施設所管部課	
1	熊本県こども総合療育センター	健康福祉部	障がい者支援課
2	熊本県立熊本高等技術訓練校	商工観光労働部	労働雇用課
3	熊本県立技術短期大学校	商工観光労働部	労働雇用課
4	熊本県立農業大学校	農林水産部	担い手・企業参入支援課
5	熊本県漁港（16 漁港）	農林水産部	漁港漁場整備課
6	熊本県港湾（18 港湾）	土木部	港湾課
7	熊本県天草飛行場	土木部	港湾課
8	熊本県立図書館	教育委員会	社会教育課
9	熊本県立装飾古墳館	教育委員会	文化課
10	歴史公園鞠智城・温故創生館	教育委員会	文化課
11	熊本県立こころの医療センター	病院局	
12	熊本県営有料駐車場	企業局	総務経営課

2. 平成 23 年 4 月現在の指定管理者の分類

(1) 法人の類型別内訳

平成 23 年 4 月現在の公の施設の指定管理者は 34 事業者であり、法人の類型別内訳は以下のとおりである。

なお、指定管理者制度導入の施設は 37 施設であるが、熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の 4 施設は一括して管理委託されているため、34 事業者となる。

株式会社 有限会社	財団法人 社団法人等	地方公共団 体	公共的団体	非営利法人 NPO 法人等	計
14	13	1	3	3	34
(2)	(9)	(-)	(1)	(-)	(12)
41.2%	38.2%	3.0%	8.8%	8.8%	100%

- (注) 1. 指定管理者が共同体、グループの場合は代表法人により分類している。
2. 財団法人・社団法人等は、特例民法法人及び公益財団・公益社団、一般財団・一般社団である。
3. 公共的団体は、社会福祉法人及び漁業協同組合である。
4. 中段の () 書きは県の出資・出捐法人の数である。

(2) 指定期間別内訳

指定期間別の内訳は以下のとおりである。

	2年	3年	5年	合計
指定管理者数	1	21	12	34
内県出資団体	(0)	(4)	(8)	(12)
比率	2.9%	61.8%	35.3%	100%

第3章 外部監査の結果及び意見（総論）

指定管理者制度は公の施設に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費節減等を図る目的で導入されたものであり、熊本県においても従前の管理委託制度における施設の管理に比べ、イベントの実施や施設の開館時間の延長などによる住民サービスの向上及び県負担額（管理経費）の節減が図られていることが理解できたが、まだ以下のような改善すべき事項、課題等が見られた。

厳しい財政状況が予測され歳出削減が図られるなか、更なる民間能力の活用、住民サービスの向上及び経費の節減等を図り、施設の管理運営が経済的・効率的なものになるよう再度検討を加えることが望まれる。

I. 事務の執行に関する事項

1. 審査基準の類型化について

運用指針の中の審査基準において、施設の規模及び専門性を基にして、施設を4つの分類に類型化（7頁参照）し、審査基準の配点を定めている。施設の規模は、管理経費の所要額・委託費の額等が50百万円以上の施設は大規模、50百万円未満は小規模とされる。また、専門性の基準は、業務の定型性・技術性、ソフト事業のノウハウ及び民間事業者の代替性等を考慮し、専門施設か定型施設かに区分されている。

この審査基準の類型化では、Ⅰ分類は小規模専門施設、Ⅱ分類は大規模専門施設、Ⅲ分類は小規模定型施設、Ⅳ分類は大規模定型施設と分類され、それぞれの配点が定められている。

現在、熊本県で指定管理者制度が導入されている施設は37施設である。Ⅰ分類は6施設で、Ⅲ分類は10施設である。すなわち、小規模施設においては専門的施設と定型的施設の数の差は大きくはない。ところが大規模施設における専門的施設と定型的施設の数は非常に大きい。Ⅱ分類である大規模専門施設は20施設であるのに対し、Ⅳ分類の大規模定型施設は1施設である。

専門性が大きいか小さいかは各部署で判断しており、施設が大きくなれば、必然的に専門性も多様化することは理解出来るが、施設の持つ専門性があるまで相対的に高いかどうか総合的に慎重に判断すべきである。

なお、現行の審査基準の類型化における大規模施設の専門性の区分による審査基準の配点の概略を示すと、次のとおりである。

No.	選 定 項 目	審 査 項 目	配 点			
			II分類		IV分類	
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 (指定手続条例第 4 条第 2 号)	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	35		25	
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 (指定手続条例第 4 条第 2 号)	施設の管理運営に係る経費の内容 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	小 配 点	15 5	20	小 配 点 30 10 40
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 (指定手続条例第 4 条第 3 号)	安定的な運営が可能となる人的能力 安定的な運営が可能となる経理的基盤 類似施設の運営実績	35		25	
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 (指定手続条例第 4 条第 4 号)		10		10	

上記のとおり、IV分類である大規模定型的施設の方が経費縮減を重要視しており、委託料が少額であれば選定を受ける確率が高くなると考えられる。

このように分類の区分は、選定判断に大きな影響を与える結果となるため、分類基準の適用に当たっては、施設の特性等を踏まえて総合的な検討が必要である。

2. 募集期間、参加資格について

(1) 募集期間について

指定管理者の募集に関しては、運用指針において、募集に当たり県公報への登載や県ホームページ・県広報紙等への募集概要の掲載を行い広く周知させること、周知期間として原則として1ヵ月程度とすることが定められている。

平成 22 年度に指定管理者の選定を行った施設は 14 施設あり、各施設の募集期間は運用指針で示す 1 ヶ月弱であり、うち 4 施設については募集期間に年末年始の期間が含まれていた。また、平成 21 年度の選定においても募集期間 1 ヶ月弱に年末年始が含まれている施設があった。特に年末年始の期間を含むケースでは、実質的な申請書類提出までの期間が 20 日程度となり極端に短いと言わざるを得ない。

このような募集期間の設定は、到底広く募集概要を周知させるに十分な期間とは考えられない。

また、平成 23 年 4 月現在の指定管理者導入施設 37 施設（指定管理者は 34 事業者）であ

り、そのうち指定管理者選定時での応募団体が1団体であった施設は19施設（16事業者）にのぼっており、平成21年4月から新規導入した熊本県立青少年の家4施設（1事業者）を除きすべてが前回の指定管理者が応募し、選定されている。

現在指定管理者に選定されており改めて応募する事業者と新規で応募する事業者では、施設に関する情報には大きな差があると考えられ、応募者が施設管理に関する十分な情報を入手できる期間の確保は不可欠である。

指定管理者制度の導入には民間能力を活用する目的があり、指定管理者の応募にはより多くの民間事業者等が参加でき、競争性が発揮できるよう十分な周知期間を設けることが不可欠であり、少なくとも実質的な募集期間を1ヵ月以上確保する必要がある、適切な運用と運用の検証が必要である。

（2）参加資格について

運用指針の参加資格例に「県内に事業所を有すること」が示されており、ほとんどの施設においてこの要件が付されている。

この県内に事業所を有することを参加資格とする場合には、その設定理由を明らかにしておくこととされているが、設定理由を見ても真に必要な要件か疑義が残るものもある。

県内に事業所を有することを参加資格とすることは、本来限定的になされるべきであり、このような参加要件を限定することは、指定管理者選定過程における競争性を妨げる要因ともなる。

したがって、この要件については極力排除する必要がある。

また一方で、施設の内容によっては、施設の管理運営に不可欠となる特殊な技能・技術・資格を求められるケースもあり、それぞれの施設の性質を十分検討したうえで、安全で住民への質の高いサービスを提供するための参加要件は募集要項に明示すべきである。

3. 指定管理者の選定について

（1）選定委員の選定について

平成22年度までの選定委員会は、内部委員と外部委員の7名以上で構成され、外部委員が過半数とされており、ほとんどの施設において外部委員には有識者3名、財務専門家1名の4名が選定され、また、部局長を含む内部委員3名が選定されていた。

この内部委員の中には、指定管理者に応募した団体の理事等の役員に就任しているケース、役員ではないが応募団体の評議員に就任しているケースもあり、一部の施設の候補者選定委員会ではそれらの内部委員が採点に参加しているなど、外観的に選定委員会の公平性を欠く事例が見られた。

この点については、平成23年8月に改正した運用指針において、選考委員会（平成23年8月運用指針改正により選定委員会より選考委員会へ変更）は5名以上の外部有識者で

組織し、内部委員は排除する措置がなされている。また、委員本人及び委員の親族関係者が応募団体の役員等に就任している場合には当該施設の審査に参加できない旨を明記し、選考委員会の公平性を確保する取組みがなされている。

ただし、改正後においても、指定管理候補者選定に当たっては、選考委員会における選考経過や選考理由等を明確にし、また、再審査が実施された際には再審査の過程及び結果も含め、選定理由を公表した上で指定管理者を選定する必要があると考える。

また、外部委員に関しても、財務専門家 1 名を除く有識者 3 名が施設の特異性や専門性等を考慮した選定になっていないケースも見られた。

施設によっては利用者代表や施設の特性を熟知した委員を選定し、指定管理者が計画するサービス向上への取組みを検討していくことが重要であり、有識者と言えども形式的な基準による専門性が薄い委員の選定は行うべきでない。

(2) 提案価格の得点について

審査基準の管理業務に係る経費の縮減に関して、審査基準の類型化での 4 分類すべてについて提案価格の得点が 15 点から 30 点までの採点枠がある。

この提案価格の得点は運用指針において下記で示す算定方法が規定され、各施設とも算定方法に基づき得点が計算されているが、この提案価格の得点の算出方法では配点に対する得点が結果として僅少な点数となり、経費削減への取組みが反映されない結果となっている。

$$\text{提案価格の得点} = (1.0 - (\text{提案価格} / \text{基準価格})) \times \text{提案価格に配点された得点} (\text{※})$$

(※) 施設類型化の分類により 15 点～30 点の得点

現行の算定方法では、仮に指定管理者の提案価格が基準価格の 50% で提案されたとしても配点の 50% の得点しか採点されず、提案価格と基準価格の差が大きくなると配点された得点に対する算定得点が上がらない算式になっており、他の選定項目の審査項目の得点が相対的に高くなる結果となっている。特にⅣ分類の大規模定型施設（配点 30 点）では指定管理者の提案価格差がほとんど反映されず、運用指針での大規模定型施設の審査基準の配点視点である「経費縮減効果が最も期待できる施設であり、経費の縮減を重視」としている内容とは矛盾する。

公の施設においては管理経費削減がすべてではないが、応募者の経費削減に対する取組みが評価される配点に改めるべきである。

(3) 採点方法について

選定委員の審査項目の採点方法が、ある施設では 3 段階での評価を行い、1 段階では配点がゼロ、2 段階では配点の 50%、3 段階では配点の満点となっており、また、別の施設では 5 段階での評価を行い、段階ごとに係数を設定し採点をしているなど、所管課により採点方法に相違が見られた。

このような段階評価を基にした評価の場合、点数の開きが大きくなり、また、選定委員の細やかな判断が反映できないことになる。

したがって、審査に当たって、所管課は選定委員に対して十分に各審査項目に対する採点基準を説明したうえで、選定委員が配点枠で採点を行える運用方法にすべきであり、各選定委員間で審査項目の採点結果に相違等が生じた場合には選定委員間での意見の調整等を行いその結果を文書化して保存するなど、公正かつ客観的な採点方法に統一して実施すべきである。

4. モニタリングについて

(1) 事業報告における管理経費の収支決算について

指定管理者は協定に基づき事業報告において管理経費の収支状況を報告しているが、多くの施設の指定管理者の管理経費収支は収入と支出が一致、すなわち収支差額がゼロとして報告されているものが多く見られた。

施設によっては収支を一致させるため事務費等の配賦で調整しているところもあり、施設の管理経費の内容を適正に報告していることにはならない。施設の維持管理業務では修繕の実施時期等により、年度により収入超過となったり、支出超過となるのが通常であり、県は指定管理者から報告された管理経費の収支状況を精査し、支出内容が施設の管理運営に関する偽りのない情報であることを確認する必要がある、指定管理者に対して実地調査等を通じて指導していく必要がある。

なお、単年度で収入超過となったことから指定管理料の返還が必要となるものではなく、指定期間を通して管理経費の評価を行うことになるものとする。

また、指定管理料で車両や備品を購入している施設も見られ、協定書や仕様書に基づいた施設の管理運営に要する経費支出なのか、内容の点検・確認が不十分な点が見られた。

県は指定管理者からの管理経費の収支決算について、必要な支出か不必要な支出かを調査・分析し、適正な情報を入手することにより、指定管理者の業務の遂行状況を評価すべきであり、次回の指定管理料の算定の基礎となる情報として活用していくことが不可欠である。

さらに、県の外郭団体が指定管理者になっている施設の管理経費の収支決算報告では、法人全体の収支決算が報告され、協定書や仕様書で要求されている指定管理者の他の事業と区分した管理経費の収支報告となっていないものも見られた。指定管理者には施設の管理運営に関する経費の収支を報告させるべきであり、県の指導が必要である。

このように、今後県が実施する事業報告のモニタリングは、報告された管理経費の収支内容を十分に点検・確認するものとなる必要がある。

(2) 実地調査について

県のモニタリングの重要なものとして、管理業務の実態を把握するため毎年度実地調査を行うことが運用指針に示されており、指定管理者制度を導入している施設については多くの施設で実施されてはいるが、実地調査の結果を記録した文書が作成されていない事例も散見されるなど、形骸化したものとなっている。

運用指針では、以下の項目に関して、現場の管理日誌や経理関係帳簿、施設利用の状況等を点検・確認することとなっている。

- ①帳簿等の備え付け、記載は適切に行われているか
- ②施設、設備は、常に使用できる状態に管理されているか
- ③人員配置等公共サービス提供体制が整っているか
- ④安全管理については、チェックリストやマニュアルに基づき適正に点検されているか
- ⑤適正な経理事務が行われているか

今回の監査の実施過程においても、実地調査が適切に実施されていれば発見できた内容が多く見られ、所管課におけるチェック体制が十分機能しているとは考え難い。

また、実施した実地調査の結果は必ず文書化し保存しておくことが必要である。

調査結果の内容によっては指定管理者に対し改善を求めていく必要があり、指定管理者制度が有効に機能するためにも充実した実地調査が行われることが望まれる。

II. 施設の運営管理に関する事項

1. 熊本県における公の施設の見直し状況について

熊本県は、平成17年2月作成の熊本県行財政改革基本方針に沿って、指定管理者制度が導入される以前の管理委託を行っていた公の施設については平成17年度から導入しすべてが指定管理者制度へ移行し、県が直営で行っている公の施設については指定管理者の導入について検討を行う実施計画を策定し、見直しを進めてきている。

平成21年2月の熊本県財政再建戦略においても、公の施設に関して、利用者の動向、民間や市町村施設との役割分担を踏まえ、施設の存続、運営方法等の見直しを行うこととし、「第2章 外部監査の対象 III. 熊本県の公の施設における指定管理者制度の導入状況」(15頁)に記載したとおり、公の施設の廃止や管理団体への譲渡、直営施設への指定管理者制度の導入を進めている。

このように、熊本県では公の施設について利用者動向、市町村施設との役割分担等の見直し検討を行い、また、直営施設への指定管理者制度の導入を行い、公の施設数は平成17年4月現在の67施設から平成23年4月現在の49施設に減少しており、環境変化に対応できる効率的な業務の見直しに取り組んでいることが理解できる。

現在、指定管理者制度を導入していない直営施設は12施設であり、その施設種類ごとの

内訳は医療福祉施設 2、文化教育施設 6 及び基盤施設 4 である。これらの施設についても、施設の利用者動向を踏まえて、住民サービスの質の向上と施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者制度の導入検討を含め企画運営面から民間能力の活用方法を検討していくことが望まれる。

2. 施設の運営について

今回の監査において、指定管理者制度を導入している施設においても、施設の移譲や運営方法の見直しが必要と考えられる施設が見られた。

熊本県富岡ビジターセンター及び熊本県天草ビジターセンターについては、前者が平成 17 年 4 月から苓北町が指定管理者に指定され、後者は平成 18 年 4 月から NPO 法人が指定管理者となっているが隣接する上天草市の施設も同法人が指定管理者となるなど、県の公の施設として運営していくより、市町村へ施設の移譲を行い住民サービスの質の向上を図っていくことがより効率的であると考えられる。また同様に、施設の一部を阿蘇市から借地している熊本県阿蘇みんなの森についても、阿蘇市の外郭団体の財団法人が指定管理者となっており、利用状況も一部限定的なところもあり、阿蘇市への施設の移譲を検討するか、指定管理者制度の適用のあり方を含め運営方法を見直す必要があると考える。

熊本県テクノ中央緑地については、テクノリサーチパークの環境形成及び景観向上を図る目的は達成されていると考えられるが、利用者の大半がテクノリサーチパークの勤務者である。年々利用者数は増加しているが、平成 22 年度の利用者数は 55 千人程度であり、広く県民の利用が行われているとは言い難い状況となっており、県民の利用を如何に増やしていくかを検討していく必要がある。また、熊本県野外劇場についても、施設利用状況が低く指定管理者を含め運営方法を見直す必要があると考える。

いずれにしても、県は現在の公の施設が「誰のための施設か」という観点から、今後も引き続き施設の運営のあり方を見直していくことが必要である。

また、観光物産交流スクエアは、施設の設置目的である「物産、観光の振興」として当初想定していた利用とは異なり、現状は小間の物品販売所としての利用状況となっており、桜町の県物産館及び周辺の民間の観光物産館などとの役割分担もはっきりしない。当該施設についても、施設の直営化、類似施設との棲み分け、施設の統廃合といった施設の運営のあり方を含め再検討することが望まれる。

第4章 外部監査の結果及び意見（施設別）

No.	施設名	課名	監査の結果及び意見		頁
			指摘	意見	
1	熊本県立劇場	文化企画課	指摘	募集要項について	36
			意見	指定管理料の算定方法について	37
			指摘	指定管理者選定委員の人選について	37
			意見	採点方法について	38
			指摘	管理運営経費の収支報告について	38
			指摘	モニタリング体制について	39
			意見	館長の勤務形態について	39
			意見	前回指摘事項の改善状況について	39
2	熊本県総合福祉センター	健康福祉政策課	—	特に指摘事項なし	—
3	熊本県身体障害者福祉センター	障がい者支援課	意見	利用者調査について	54
4	熊本県環境センター	環境立県推進課	意見	公の施設としての必要性及び事業の直営について	63
			意見	コスト計算について	64
			指摘	指定管理者の管理経費の収支決算報告について	66
5	熊本県富岡ビジターセンター	自然保護課	意見	指定管理者の選定について	71
			意見	選定委員の選定について	72
			指摘	展示品の備品としての管理について	72
6	熊本県天草ビジターセンター	自然保護課	意見	公の施設としての必要性について(天草 VC・富岡 VC 共通)	77
			指摘	選定時の採点方法について(天草 VC・富岡 VC 共通)	78
			意見	休憩施設との一体の管理運用について	79
			指摘	展示品の管理について	79
			指摘	展示品の備品としての管理について	80
7	くまもと県民交流館	男女参画・協働推進課	意見	指定管理候補者選定委員会について	87
			意見	募集のスケジュールについて	88
			意見	モニタリングについて	88
			意見	選定委員の採点について	89
			意見	一次審査について	89
8	熊本県野外劇場	観光課	意見	公の施設としての必要性について	95

			意見	指定管理者制度の有効性について	95
9	熊本産業展示場 (グランメッセ熊本)	くまもとプラン ド推進課	指摘	当初の指定管理者の選定結果について	104
			指摘	選定過程の透明性について	104
			意見	助成金交付事業について	105
			指摘	提案書における類似施設の管理実績の記載について	106
			意見	納付額の最低価格の算定方法の妥当性について	106
			意見	指定管理者の財務状況について	107
10	観光物産交流スクエア (通称「かたらんね」)	くまもとプラン ド推進課	指摘	管理運営経費の支出状況について	114
			意見	利用料金設定と利用料金制度について	115
			意見	施設の設置目的と利用の現状について	116
11	熊本県伝統工芸館	くまもとプラン ド推進課	意見	財政的効果について	123
			意見	入館者の減少について	123
			意見	一時審査について	124
			意見	基準価格の算定について	125
			意見	募集スケジュールについて	125
12	熊本県農業公園	農林水産政策課	意見	選定委員の選定について	131
			意見	選定委員の採点について	131
			意見	基準価格の見積について	132
			意見	管理経費の縮減効果の配点について	133
			意見	募集のスケジュールについて	133
13	熊本県阿蘇みんなの森	森林整備課	意見	公の施設としての必要性について	139
			意見	指定管理者制度の有効性について	139
14	牛深漁港 漁港浄化施設	漁港漁場整備課	指摘	選定委員の選任について	146
			指摘	配点方法による評価の逆転について	146
			指摘	指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて	147
			意見	指定管理者の導入とその効果について	147
15	樋合漁港 漁港利用調整 施設	漁港漁場整備課	意見	施設を県が運営する必要性について (1) 利用料金について	156
			意見	(2) 収益増加の努力について	158
			意見	(3) 施設の継続について	158
			意見	販売促進費の予算について	159
			意見	採点方法について	159

			意見	指定管理者の財務内容	159
16	熊本港コンテナターミナル	港湾課	意見	指定管理者制度の必要性について (八代港コンテナターミナル共通)	168
			意見	港湾整備、管理運営の今後のあり方について (八代港コンテナターミナル共通)	169
17	三角港波多マリーナ	港湾課	意見	三角港波多マリーナの多角的利用促進について	178
18	八代港コンテナターミナル	港湾課	指摘	指定管理料の見積と経費発生実績について	186
19	水俣港緑地	港湾課	意見	一次審査について	192
			意見	管理経費の縮減効果の配点について	193
			意見	基準価格の見積について	194
20	水前寺江津湖公園広木地区	都市計画課	指摘	管理経費収支決算について	199
			指摘	事業報告書の提出と所管課の管理について (熊本県テクノ中央緑地と共通)	200
			意見	公の施設として必要性について	200
21	熊本県テクノ中央緑地	都市計画課	意見	公の施設としての必要性について	205
22	水俣広域公園	都市計画課	意見	公の施設としての必要性について	210
23	熊本北部流域下水道	下水環境課	意見	競争性の確保について	219
			意見	所管課の専門性向上の必要性について	220
			指摘	下水道処理施設維持管理業の登録業者であることの確認について	220
			指摘	選定委員の採点について	220
			指摘	管理業務の契約相手について	221
			意見	修繕費の予算執行について	221
			意見	インセンティブの付与について	222
24	球磨川上流流域下水道	下水環境課	—	「管理業務の契約相手について」以外は熊本北部流域下水道と共通	228
25	八代北部流域下水道	下水環境課	指摘	人件費に対する消費税の扱いについて	233
			指摘	管理業務の契約相手について	233
26	熊本県営住宅(42団地)	住宅課	意見	選定委員の選定について (1)住宅管理等に精通した選定委員の必要性	240

			指摘	(2)選定委員が住宅供給公社の役員を兼務していることについて	240
			意見	基準価格の見積について	241
			意見	大規模修繕費について	241
			意見	募集スケジュールについて	242
			意見	質問事項の受付及び業務説明会について	242
			意見	応募者の増加を図るための取組みについて	243
			意見	管理経費の削減効果の配点の見直しについて	243
27	熊本県立青少年の家 27. 熊本県立天草青年の家 28. 熊本県立菊池少年自然の家 29. 熊本県立豊野少年自然の家 30. 熊本県立あしきた青少年の家	教育庁社会教育課	意見	公の施設としての必要性について	252
			意見	施設運営の効率性・有効性について (1) 職員の配置について	253
			意見	(2)利用者の平準化と料金設定について	253
			意見	選定作業終了後の選定委員の就職状況について	254
			意見	指定管理者の審査について	255
			意見	指定管理者内における責任分担について	255
			指摘	指定管理者に対するモニタリングについて (1)事業報告書に対するモニタリングについて	255
			意見	(2)立入調査時の指摘事項の文書化について	256
31	熊本県立美術館分館	教育庁文化課	意見	美術館分館への指定管理者制度の導入について	263
			意見	指定管理者の募集期間について	263
			指摘	指定管理料の基準価格について (1) 基準価格の算定について	264
			意見	(2)基準価格算定での指定管理者のインセンティブについて	266
			指摘	指定管理者における物品の管理について	266

				て	
			指摘	指定管理者が購入した物品について	267
			指摘	県のモニタリングについて	268
			意見	駐車場の有料化について	268
			意見	前回指摘事項の改善状況について	269
32	熊本県民総合運動公園	教育庁体育保健課	意見	指定管理者の募集、選定スケジュールについて（体育保健課所管6施設共通）	277
			指摘	選定委員会の内部選定委員について（体育保健課所管6施設共通）	278
			意見	管理運営経費の収支について	278
			指摘	県のモニタリングについて（体育保健課所管6施設共通）	280
33	熊本県営八代運動公園	教育庁体育保健課	—	熊本県民総合運動公園と共通	—
34	藤崎台県営野球場	教育庁体育保健課	—	熊本県民総合運動公園と共通	—
35	熊本武道館	教育庁体育保健課	意見	施設の必要性について	299
			意見	選定委員について	299
			意見	備品台帳について	300
36	熊本県立総合体育館	教育庁体育保健課	意見	指定管理者の選定に関して （1）募集期間及び選定委員会での審査時間について	307
			意見	（2）配点基準について	307
			意見	県立総合体育館の備品について	308
			意見	管理経費の収支状況の検証について	309
			指摘	県のモニタリングについて	310
37	熊本県総合射撃場	教育庁体育保健課	意見	公の施設としての必要性について	317
			意見	指定管理者の選定手続におけるリスク分担項目の設定について	317
			意見	指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングについて	318